

「違法ヤードは許さない！」

令和5年6月8日（木）

「松伏町ヤードの合同立入検査を実施しました！」



今年1月、松伏町において自動車解体や部品の保管などを行う通称「ヤード」と呼ばれる施設の大規模な火災が相次ぎ、煙や異臭は県外でも確認されるなど大きな影響が出ています。また、ヤード内では、火災に発展する恐れのある違法な野外焼却も確認されていることから「火災予防の徹底と類似火災の撲滅」をスローガンに合同立入検査を実施しました。

立入検査は、松伏町築比地のヤード13箇所を対象に行い、消防のほか埼玉県警察国際捜査課、吉川警察署、埼玉県越谷環境事務所などの職員総勢20名以上が参加し、法令違反や条例違反などがいないか徹底した調査を行っています。

消防からは、火災予防条例に基づく書類が提出されていないなど9件の指摘を行うとともに、ヤード内でドラム缶を使用した野外焼却の痕跡がないか、火災の原因ともなり得るバッテリー類の適正管理などについて指導を行いました。

このほかヤード経営者の9割以上が外国人となることから、県警国際捜査課を中心に盗品や不法滞在者などについての調査や県環境事務所による自動車リサイクル法や環境保全に関する事など各機関が所管する法令に基づき指摘・指導が行われ、11箇所の行政指導が行われました。

終わりに

過去にも松伏町においてはヤード火災がたびたび発生していることから、消防においても実態調査や現地巡回など必要に応じ実施してきましたが、ヤードに関係する法令は、消防法令以外にも多岐に及ぶことから、今回は県警国際捜査課や県越谷環境事務所の協力を得ることで、従来と比べ効果的な立入検査となりました。

このような立入検査が限定的なものではなく、各機関との連携を強め、継続的な取り組みこそが、ヤードに対する地域住民の不安や不信の払拭に繋がるものであります。

地域住民の安心と安全を守るため、引き続き「火災予防の徹底と類似火災の撲滅」をスローガンに消防の役割を果たしていきます。

※ [このほかヤードの実態について、「ホームページ予防情報」](#)で詳しく紹介しています。

立入検査の状況

